

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第2号

(担当部課：健康部保健予防課)

## 事業の概要

事業名	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について
担当課	保健予防課
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する報告
対象者	新宿区民
事業内容	<p>1. 特定個人情報保護評価について</p> <p>特定個人情報保護評価は、国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務において、当該特定個人情報ファイルの取扱いを自ら評価するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、この個人情報ファイルに個人番号が紐づいたもので、その取扱いについては厳しく制限されており、特定個人情報ファイルを取り扱う前に実施が義務づけられているのが特定個人情報保護評価（PIA）となる。</p> <p>2. 予防接種に関する事務の全項目評価書（概要）について（資料28-1参照）</p> <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施する事務である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（予防接種法第6条1項又は3項に基づく予防接種（臨時接種））の接種歴等のマイナンバー副本連携が令和4年6月に予定している。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条及び第46条に基づく新型インフルエンザの予防接種は、令和3年6月にマイナンバー副本連携が開始されているが、実データが存在しないため、今回、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の副本連携にあわせて実施するものとする。</p> <p>なお、予防接種事務に係る個人情報については、資料28-2のとおり。</p> <p>3. 導入にともなう全体の流れ</p> <p>(1) 特定個人情報保護評価（PIA）の実施</p> <p>(2) システム改修 令和4年2月～3月予定（小型電算システム改修）</p> <p>(3) マイナンバー副本連携開始 令和4年6月予定</p> <p>4. 特定個人情報保護評価（PIA）について</p> <p>(1) 特定個人情報保護評価（PIA）を実施する理由</p> <p>区では、平成28年1月の予防接種に関する個人番号利用事務の開始にあたり「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、「予防接種事務」の評価書（基礎項目評価書）を作成し、平成27年度に特定個人情報保護評価を実施した。</p> <p>今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は全区民が対象となる。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、国の示す指針に従い実施する。</p> <p>したがって、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について評価書を作成し、評価を実施する。</p> <p>これらのことから、評価実施後、第三者点検を経て、新宿区情報公開・個人情報保護審</p>

議会へ報告した後、当該個人情報保護評価の公表を行う。

(2) しきい値判断 (参考28-1)

令和3年4月1日現在の対象者数(接種対象者数)が344,577人、取扱者が50人(保健予防課職員)であることにより、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第4条の規定に基づき『基礎項目評価』及び『全項目評価』を実施する。

(3) 素案

資料28-3及び資料28-4のとおり

(4) 特定個人情報保護評価の主な実施スケジュール

① 新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告

令和3年11月11日(令和3年度第6回)

② パブリック・コメントの実施

令和3年11月15日～12月15日

③ 第三者点検(専門性を有する外部の第三者による点検)

令和3年12月中旬～下旬

④ 新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告

令和4年2月3日(令和3年度第9回)(予定)

⑤ 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表

令和4年2月中旬